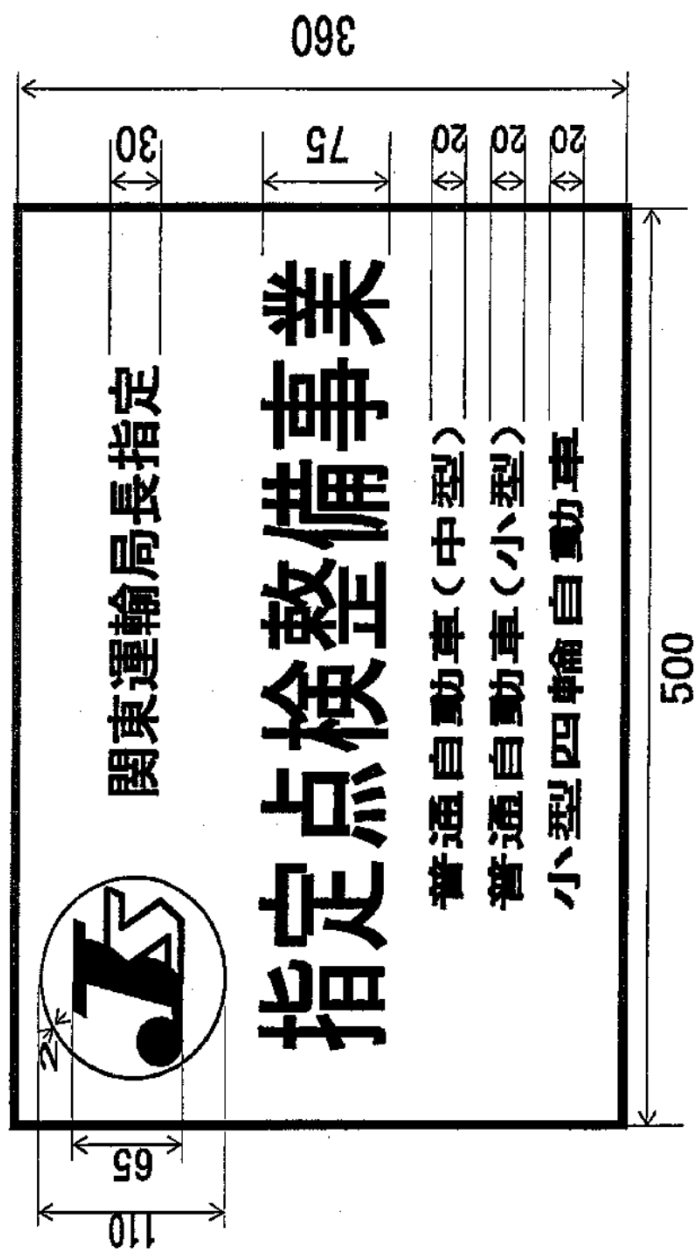


第二号様式(指定点検整備事業者の標識)(第十条関係)



備考

- (1) 指定点検整備事業者の標識は、図示の例により、上段に標章及び指定を行った地方運輸局長名を、中段に「指定点検整備事業」の文字を、下段に対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。
 - 普通自動車(大型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン未満のものであって、乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。)
 - 普通自動車(中型) (普通自動車のうち車両総重量が8トン未満のものであって、最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車(大型)以外のものを対象とする場合に限る。)
 - 普通自動車(小型) (普通自動車のうち普通自動車(大型)及び普通自動車(中型)以外のものを対象とする場合に限る。)
- (2) 対象とする自動車の種類が4以上のときは、左右二列に配置すること。
- (3) 寸法の単位はミリメートルとする。
- (4) 標識は、金属製、合成樹脂製その他の耐久性を有するものとする。
- (5) 標識の塗色は、地色を桃色とし、文字及び標章を黒色とすること。